

令和8年度

固定資産税(償却資産)申告の手引き

市税につきまして、日頃より格段のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在所有している償却資産について申告していただくことになります。（地方税法第383条〈固定資産の申告〉）

つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成の上、期限までにご提出いただきますようお願いいたします。

提出期限 令和8年2月2日(月曜)

受付開始日は令和8年1月5日（月曜）です。

申告は便利な電子申告(eLTAX)をご利用ください。

※詳しくは8、16、17ページをご参照ください。

(郵送又は窓口でもご提出いただけます。)

お問合せ・申告書の提出先

〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地

小平市役所

市民部税務課家屋・償却資産担当(2階)

電話番号 042-346-9525(直通)

メールアドレス zeimu@city.kodaira.lg.jp

《 目 次 》

I 償却資産とは

- 1 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 償却資産の種類と具体例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 償却資産と家屋の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ＜償却資産と家屋の区分表＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 償却資産の申告について

- 1 申告していただく方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 申告の対象となる資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 申告の必要がない資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 非課税となる資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 課税標準の特例が適用される資産・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 国税との主な違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

III 申告の手続

- 1 申告方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 申告の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 申告時の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ～実地調査協力をお願い～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

IV 償却資産の評価と課税について

- 1 課税のながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 償却資産の評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ＜参考＞固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」・・・・・・・・ 10

V 申告書等の記入方法

- 1 申告書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例・・・・・・・・ 12
- 3 種類別明細書（減少資産用）の記入例・・・・・・・・ 13

VI 業種別の主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

VII マイナンバー記載に関するお願いと本人確認実施のお知らせ・・・・・・・・ 15

VIII 電子申告（eLTAX）のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

I 償却資産とは

1. 償却資産とは

償却資産とは、固定資産のうち土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有しているものも含まれます。）をいいます。（地方税法第 341 条第 4 号〈固定資産税に関する用語の意義〉）

2. 償却資産の種類と具体例

次の表は、償却資産の申告の対象となる資産を例示したものです。

区分	資産の種類	主な償却資産の例示
1	構 築 物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、テニスコート、立体駐車場等
	建物付属設備	屋外給排水設備、家屋の賃借人が施した造作等 (本ページ「3. 償却資産と家屋の区分」をご参照ください。)
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、ボイラー、ポンプ、モーター、発・変電設備、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む。）等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、構内運搬車、貨車、客車等
6	工具・器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板、応接セット、医療機器、各種工具、ルームエアコン、自動販売機等

※ その他、業種別の主な償却資産については 14 ページをご参照ください。

3. 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体になって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税における取扱いでは、償却資産と家屋を区分して評価しています。

事業所用家屋が自己所有の場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。当該設備は、所有者の方が償却資産としてご申告ください。

事業所用家屋が借家の場合

賃借人（テナント）等が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等の方が償却資産としてご申告ください。

<償却資産と家屋の区分表>

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	事業所用家屋の所有区分				
			自己所有		借家		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	床、壁、天井仕上等	○			◎	
電気設備	受変電設備	工場等の動力源である電気設備		◎		◎	
	予備電源設備	ビル等における発電機設備、蓄電池設備		◎		◎	
	中央監視制御装置	装置一式		◎		◎	
	電灯照明設備	屋外設備一式（ネオンサイン、スポットライト等）			◎		◎
			屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
			上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
			配管、配線等	○			◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
			配管、配線等	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)・カメラ			◎		◎
			配管、配線等	○			◎
火災報知設備	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	ガス設備	屋外設備、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、便器等）		○			◎
	消火設備	消火器、避難器具等			◎		◎
消火栓設備、スプリンクラー設備等			○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備（独立煙突等）			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア			◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等		○			◎
	厨房設備	事業用の厨房設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	その他	店用簡易装備（造り付けの家具・カウンター）		○			◎
		可動間仕切り（天井までないもの）			◎		◎
		自動開閉設備		○			◎
冷凍倉庫における冷凍設備				◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門、塀、緑化施設等）			◎		◎

Ⅱ 償却資産の申告について

1. 申告をしていただく方

令和8年1月1日現在、小平市内に償却資産を所有している方です。
増減がなくても、毎年申告が必要になります。

なお、次の方々も申告が必要になります。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 償却資産の所有者が分からない場合は、使用している方
- (3) 償却資産を共有している方（各々の持分に応じて個々に申告していただくのではなく、共有者全員で申告していただくこととなります。例：小平太郎 外1名）
- (4) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方 ※2、3ページをご参照ください。

2. 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告の対象になりますので、ご注意ください。

- (1) 使用可能な期間が1年未満、又は取得価額 20 万円未満の償却資産であっても、**個別償却**をしているもの
- (2) 社員、職員等の福利厚生のために供するもの
- (3) **建設仮勘定で経理**されている資産、**簿外資産**及び**償却済資産**であっても、令和8年1月1日現在において事業の用に供しているもの
- (4) **遊休資産**又は**未稼働資産**であっても、令和8年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
- (5) 改良費（新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱われます。）
- (6) 家屋に施した建設設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの（該当する資産は「1 構築物」として申告してください。）
- (7) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの（例：中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産）

3. 申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- (2) 無形減価償却資産（例：特許権、ソフトウェア、実用新案権等）
- (3) 繰延資産
- (4) 耐用年数が1年未満、又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの、又は必要経費としているもの）
- (5) 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- (6) 法人税法第64条の2第1項、又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

4. 非課税となる資産

公共的、公益的な性格を有する償却資産については、地方税法第 348 条の規定により非課税となるものがあります。非課税となる資産を新たに取得された場合は、「固定資産非課税申告書」に、それを証明する書類を添付して提出してください。

5. 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条に規定する一定の要件を満たす償却資産は、特例割合が適用され、固定資産税が軽減されます。**特例の申請には、特例内容に係る資料の添付が必要となります。詳しくは、問い合わせ先までご相談ください。**

《適用される償却資産の例》

対象資産例		地方税法 適用条項	特例 割合	適用 期間
自家消費型再生可能 エネルギー発電設備 (太陽光)	1,000 k w 未満	附則第 15 条第 25 項	2/3	取得から 3 年度分
	1,000 k w 以上		3/4	
家庭的保育事業に係る償却資産		第 349 条の 3、第 27 項	1/2	期限なし
居宅訪問型保育事業に係る償却資産		第 349 条の 3、第 28 項	1/2	期限なし
定員 5 人以下の事業所内保育事業に係る償却資産		第 349 条の 3、第 29 項	1/2	期限なし
企業主導型保育事業に係る償却資産	R6 年 3 月 31 日までに取得	【旧】附則第 15 条第 32 項	1/2	取得から 5 年度分
自転車を賃貸する事業に係る償却資産		附則第 15 条第 39 項	3/4	取得から 3 年度分
先端設備等導入計画 に基づき取得した設備	R5 年 3 月 31 日までに取得	【旧】附則第 64 条	0	取得から 3 年度分
	R5 年 4 月 1 日から R7 年 3 月 31 日までに取得 (賃上げ目標なし)	【旧】附則第 15 条 44 項	1/2	
	R5 年 4 月 1 日から R6 年 3 月 31 日までに取得 (賃上げ目標あり)		1/3	取得から 5 年度分
	R6 年 4 月 1 日から R7 年 3 月 31 日までに取得 (賃上げ目標あり)	1/2		取得から 4 年度分
	R7 年 4 月 1 日以降取得 (賃上げ目標あり)		附則第 15 条 43 項	1/2
	R7 年 4 月 1 日以降取得 (大幅な賃上げ目標あり)	1/4		取得から 5 年度分
道路運送高度化事業に係る電気自動車の充電設備		附則第 15 条 44 項	1/3	取得から 5 年度分

6. 国税との主な違い

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のようになります。

項 目	国税の取扱い (法人税法・所得税法)	地方税法の取扱い (固定資産税)
償却計算の基準日	事業年度 (決算期)	賦課期日 (1月1日)
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制 (建物については定額法)	定率法のみ ※ 減価率は、固定資産評価 基準別表第15「耐用年数に 応ずる減価率表」に規定
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却 (1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	1円まで償却可能	取得価額の5/100
改良費の評価方法	原則区分評価 (一部合算も可)	区分評価
中小企業者の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます	認められません

ご注意ください

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条の規定により、過料を科されることがあります。

また虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。

Ⅲ 申告の手続

1. 申告方式

一般方式：前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は市役所で行います。

電算処理方式：令和8年1月1日現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で、申告していただく方式です。

2. 申告の方法

＜今までに申告をしたことがある方＞ ※増減がなくても、毎年申告が必要となります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度までに申告をされた方 ・償却資産申告書の「前年前に取得したもの（イ）」の欄に取得金額が印字されている方
対象となる資産	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、 増加又は減少した償却資産
提出する申告書	<ul style="list-style-type: none"> ① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用） ③ 種類別明細書（減少資産用） ※明細書は該当がある用紙のみご提出ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ▶増加又は減少がない場合は、『18 備考』欄の『(1)』に「○」を付けて申告してください。 ▶廃業、解散及び転出等があった場合は、『18 備考』欄の『(3)』に「○」を付け、異動年月日・転出先を記入してください。 ▶事業を続けるが申告すべき資産がなくなった場合は、『18 備考』欄の『(2)』に「○」を付け、その旨を記入してください。 ▶所有者の死亡や退職等により資産を引き継いだ場合は、申告書の氏名等を適宜訂正して申告してください。また、『18 備考』欄の余白に以下のご記入ください。 例：父小平太郎の退職（死亡）により、小平次郎が事業を引き継ぎます。

＜初めて申告をする方＞ ※資産がなくても、「該当資産なし」という申告が必要となります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年1月1日までに小平市内で新たに事業を開始された方（リース資産等を小平市内に新たに設置した所有者も含まれます。） ・今回、はじめて償却資産申告書が送られた方
対象となる資産	令和8年1月1日現在で、小平市内に所有している事業の用に供することができる全資産
提出する申告書	<ul style="list-style-type: none"> ① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）

3. 提出方法

<電子申告（eLTAX（エルタックス））による提出>

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続に従って、申告データを送信していただく方法です。送信されたデータは、ポータルセンタを通じて申告先の各地方自治体に配信されます。

※ 電子申告を行う場合は、電子証明書を取得された上で、eLTAX のホームページから利用の届出を行い、地方公共団体の審査を事前に受けていただくことが必要です。

地方税共同機構 -eLTAX-

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX ヘルプデスク 電話 0570-081459（左記の電話番号でつながらない場合：03-6745-0720）
[9:00～17:00 受付（土曜日・日曜日・休祝日、12月29日から1月3日は除く）]

eLTAX ホームページアドレス <https://www.elt/ax.lta.go.jp>

<書類による提出>

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、窓口又は郵送にて提出していただく方法です。

※ 申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封してください。

4. 申告時の注意点

▶ 次回から償却資産申告書等の書類の送付が不要な方

電算処理により申告をする場合や eLTAX による電子申告をする場合で、次年度以降、市から申告書等の書類の送付が不要な方は、償却資産申告書右下『18 備考』欄の余白部分に、その旨を記入してください。

▶ 納税管理人について

納税管理人とは、納税義務者に代わり、納税に関する書類の受領、納税や還付金の受領などの一切を行う方のことを言います。

納税管理人の変更（住所変更を含む。）又は廃止をする場合は、申告書の提出時に申し出てください。また、新たに納税管理人を設定する場合は、納税管理人申告書を提出していただきますので、お問合せ先までご相談ください。

実地調査協力をお願い

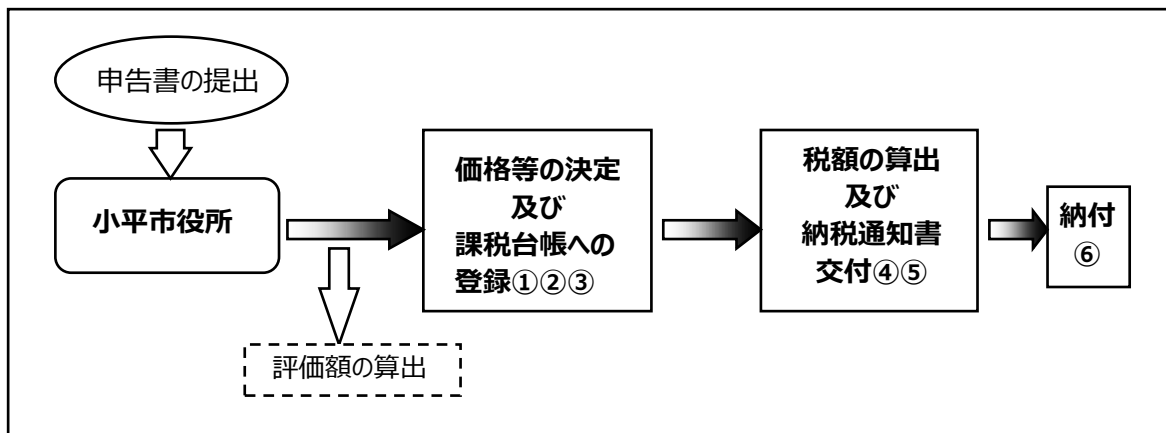
償却資産の申告に関しましては、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて電話での問い合わせや実地調査を行っておりますので、調査を行う際は、ご協力をお願いいたします。

また、実地調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年次に応じて遡及することになります。

IV 償却資産の評価と課税について

1. 課税のながれ

償却資産の申告をいただいてから納付までのながれは、次の図のとおりです。



① 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

② 課税標準

課税標準は、令和8年1月1日現在における償却資産の価格（評価額）で償却資産課税台帳に登録されたものです。

③ 免税点

課税標準となるべき償却資産の合計額が150万円未満の場合は課税されません。ただし、免税点未満となるかどうかは、価額の計算をした結果により判定しますので、償却資産の多少にかかわらず必ず申告してください。

④ 税率

税率は1.4%です。※償却資産には都市計画税は課税されません。

⑤ 税額

固定資産税 = 今年度固定資産税課税標準額 × 1.4% (税率)

※ 課税標準額は土地と家屋と償却資産を合計して1,000円未満を切り捨て、税額は100円未満を切り捨てます。

⑥ 納期

年税額は年4回に分かれていますので、各納期限までに納めてください。具体的な納期については、固定資産税納税通知書等でお知らせいたします。

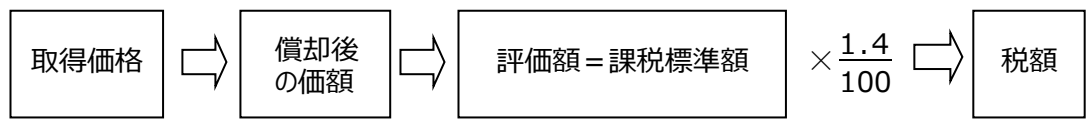
口座振替のご案内

市では納税者の皆様に、預（貯）金口座から直接市へ税金を納めていただく「口座振替（自動払込み）」をお勧めしています。

口座振替についてのお問合せ先：収納課 管理担当 042（346）9526（直通）

2. 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基とし、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出します。



＜評価額の算出方法＞

- ① 前年中に取得した資産 〈 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産 〉

$$\text{評価額} = \text{取得価額} - \text{取得価額} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる減価率}}{2}$$

- ② 前年前に取得した資産 〈 令和7年1月1日以前に取得した資産 〉

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} - \text{前年度の評価額} \times \text{耐用年数に応ずる減価率}$$

評価額の算出例

資産の名称等 看板
 取得年月 令和7年7月
 取得価額 2,000,000 円
 耐用年数 10年

$$2,000,000 \text{ 円} \times \left(1 - \frac{0.206}{2} \right) = 1,794,000 \text{ 円 (評価額)}$$

※ 初年度の評価額は、月割償却ではなく資産の取得月にかかわらず、半年分の減価償却を行います。

(例えば、資産を2月に取得しても、11月に取得しても、評価額は同額です。)

※ 評価額の最低限度額は、取得価額の 5/100 に相当する額です。

＜参考＞ 固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」

耐用年数	減価率	耐用年数幅	減価率	耐用年数	減価率
2年	0.684	1 2年	0.175	2 5年	0.088
3年	0.536	1 3年	0.162	3 0年	0.074
4年	0.438	1 4年	0.152	3 5年	0.064
5年	0.369	1 5年	0.142	4 0年	0.056
6年	0.319	1 6年	0.134	4 5年	0.050
7年	0.280	1 7年	0.127	5 0年	0.045
8年	0.250	1 8年	0.120	5 5年	0.041
9年	0.226	1 9年	0.114	6 0年	0.038
1 0年	0.206	2 0年	0.109	6 5年	0.035
1 1年	0.189	2 1年	0.104	7 0年	0.032

V 申告書等の記入方法

令和 8 年度

3 個人番号の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

4 事業の内容を具体的に記入してください。(例：小売業)

7 この申告書の作成に当たって、会計事務所等が関与している場合に記入してください。

1. 申告書の記入例

提出の日付を記入してください。

1 住所・氏名等に訂正・変更がある場合は、余白に記入してください。

2 屋号があれば記入してください。

令和 8 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳) (提出用)

提出日: 年 月 日

住所: 小平市長殿 〒187-8701 小平市小川町2-1, 333 (電話)

氏名: 小平 太郎 (電話 341-1234)

事業種目: 小売業 (資本金等の額) (百万円)

事業開始年月: 年 月

個人番号又は法人番号: ()

この申告に答える者の係及び氏名: 小平 次郎 (電話 341-1234)

税理士等の氏名: 小平会計事務所 (電話 341-1234)

所有者コード: 01234567

青色申告: 有・無

8~14 該当する方に「○」を付けてください。

8 短縮耐用年数の承認 有・無 有 無

9 増加償却の届出 有・無 有 無

10 非課税該当資産 有・無 有 無

11 課税標準の特例 有・無 有 無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無 有 無

13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法 定率法 定額法

14 青色申告 有・無 有 無

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)			前年中に減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)			計 (イ) - (ロ) + (ハ) (ニ)		
	十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円
1 構築物			2 000 000						300 000			2 300 000
2 機械及び装置			668 700						1 560 000			2 228 700
3 船舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬具												
6 工具、器具及び備品			2 568 000			1 356 000			788 000			2 000 000
7 合計			5 236 700			1 356 000			2 648 000			6 528 700

必ずご記入ください。

15 小平市内における事業所等資産の所在地

① 小平市花小金井1-2-3

② 小平市

③ 小平市

16 借用資産 (有・無) 有 無

貸主の名称・住所・借用資産名等

つつじリース(株)
小平市栄町1-2-3 341-1234
パソコン・コピー機

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家 借家 自己所有

18 備考(該当項目に○をつけてください。)

(1) 資産の増減なし
(2) 該当資産なし
(3) 廃業・解散・転出等 (年 月 日)
(4) その他(変更事由を記入)

【特例】印刷機 先端設備導入計画に基づき取得 令和3年度~令和5年度

処理欄 電算入力 / 更正

受付 土・家 有・無

15 市内の事業所の所在地を記入してください。(複数ある場合は、全て記入してください。)

16 リース・レンタル等の資産を記入してください。
※ 借主の名称、住所、電話番号

17 該当する項目に「○」を付けてください。

18 該当する項目に「○」を付けてください。

資産の種類	評 価 額 (ホ)			決 定 価 格 (ヘ)			課 税 標 準 額 (ハ)		
	十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円
1 構築物									
2 機械及び装置									
3 船舶									
4 航空機									
5 車両及び運搬具									
6 工具、器具及び備品									
7 合計									

ここは、記入不要です。

ただし、電算処理により申告書を作成する場合は、必ず記入してください。

ここは、記入不要です。

前年申告分の全資産の取得価額が印字されています。

減少資産がある場合：種類別明細書(赤色)の取得価額と一致します。減少した資産がない場合は合計に0と記入してください。

新規又は増加資産がある場合：種類別明細書(緑色)の取得価額と一致します。増加した資産がない場合は合計に0と記入してください。

令和8年1月1日現在の全資産の取得価額です。資産の増減がない場合は(イ)欄と同じ数値になります。

(1)は資産はあって昨年と変化がない場合

(2)は資産がない場合

(3)は廃業・解散・転出等の場合は、その異動年月日も記入してください。

(4)は特例該当資産がある場合は、その名称と適用期間を記入してください。その他、連絡事項などを記入してください。

2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

増加資産の申告をする場合は「増加資産」に、初めて申告をする場合は「全資産用」に「○」を付けてください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の枚数を記入してください。

・所有者は必ずご記入ください。

所有者コード
初めて申告する方は記入不要です。

令和 8 年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）		所有者名		1	
所有者コード				小平 太郎		1	
行番	資産の種別	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号 年月	取得価額 円	耐用年数
01	1		内装工事	1	令和 7 05	300,000	13
02	2		印刷機	1	令和 7 06	1,560,000	17
03	6		パソコン	2	令和 7 08	535,000	04
04	6	3	レジスター	1	令和 7 10	253,000	05
05					令和 5		0
06					令和 5		0
07					令和 5		0
08					令和 5		0
09					令和 5		0
10					令和 5		0
11					令和 5		0
12					令和 5		0
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19					令和 5		0
20					令和 5		0
小 計						2,648,000	

資産の種類
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品

資産コード
今回申告する増加資産については、記入不要です。
申告済み資産について記入する場合、市が付番している番号（同封の前年度資産一覧表の資産コード）を記入してください。

資産の名称等
資産の名称・規格等を記入してください。

取得年月
年号は「令和」に取得したものは「5」、「平成」に取得したものは「4」、「昭和」に取得したものは「3」となります。
資産を実際に取得した年月（改良費は改良を加えた時期）を記入してください。取得年月が不明の場合は、取得推定時期を記入してください。

耐用年数
減価償却資産の耐用年数に関する省令の耐用年数に従って記入してください。
例：冷暖房機器 6年、舗装路面（コンクリート敷）15年、看板（材質化）3年、複写機・FAX 5年 等

取得価額
資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費を含みます。）を記入してください。
また、取得価額が20万円未満であっても、個別償却している資産は申告してください。
なお、圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められておりませんので、圧縮記帳額を含めた取得価額を記入してください。
※詳しくは4、6ページをご参照ください。

増加事由
1 新品取得
2 中古品取得
3 移動による受け入れ
4 その他

注意：「増加事由」の欄は、1・新品取得、2・中古品取得、3・移動による受け入れ、4・その他のいずれかにも○印を付けてください。「年号」の欄は、「3」昭和、「4」平成、「5」令和のいずれかにも○印を付けてください。

3. 種類別明細書（減少資産用）の記入例

資産の一部が減少した場合は、減少した資産の数量・取得価額を記入してください。

種類別明細書（減少資産用）の枚数を記入してください。

所有者コード
所有者コードは、この枠内に記入してください。

資産コード
同封の前年度資産一覧表の資産コードを記入してください。

資産の名称等
資産の名称・規格等を記入してください。

減少の事由と摘要について

- ① 資産の全部が減少した場合
「減少の事由」の該当する番号（1～4）に「○」を付けてください。
- ② 資産の一部が減少した場合
「減少の事由」の該当する番号（1～4）に「○」を付けて、「摘要」に該当資産の減少した内容や数量を具体的に記入してください。
- ③ 資産の一部を修正する場合
「減少の事由」の「4 その他」に「○」を付けて、「摘要」に該当資産の修正等が発生した事由などを具体的に記入してください。

令和 8 年度		種類別明細書（減少資産用）										所有者名						
所有者コード												小平 太郎						
01234567												1						
行 番 号	資 産 の 種 別	抹 消 コ ー ド (資 産 コ ー ド)	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要			
					年	月	日				1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他		1 全部	2 一部	
01	6	1	電飾看板	1	3	05	06	07	953,000	05	1	○	3	4	○	2		
02	6	2	エアコンディショナー	1	3	05	17	04	150,000	06	○	2	3	4	1	○	2台300,000の内1台150,000売却	
03	6	3	レジスター	1	3	05	19	03	253,000	05	1	2	3	○	○	2	取得年月の誤り	
04					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
05					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
06					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
07					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
08					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
09					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
10					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
11					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
12					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
13					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
14					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
15					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
16					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
17					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
18					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
19					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
20					3	4	5				1	2	3	4	1	2		
小計																		1,356,000

注意・「年号」の欄は「3」昭和、「4」平成、「5」令和のいずれかに○印を付けてください。

第二十六号様式別表二

VI 業種別の主な償却資産

業 種	主 な 償 却 資 産
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、金庫、レジスター、内装・内部造作、簡易間仕切り、自動販売機、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、舗装路面、駐車場設備、LAN設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備等
印 刷 業	各種印刷機及び製版機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となるものを除く。）、大型特殊自動車、発電機等
娯 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カラオケセット、接客用家具、テニスコート、フェンス、ネット設備、ボール洗浄機、ゴルフボール自動貸出機、集玉設備、照明設備、受変電設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、日除け等
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポール等
医・歯科業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、ガス（麻酔等）設備等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置等
不動産貸付業	受変電設備、中央監視制御装置、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備等
駐 車 場 業	受変電装置、駐車装置（機械装置、ターンテーブル）、駐車料金自動計算装置、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャピアー、防火壁、地下タンク等

Ⅶ マイナンバー記載に関するお願いと本人確認実施のお知らせ

平成28年1月より社会保障・税番号（マイナンバー）制度が始まりました。これに伴い、償却資産申告書に、新たにマイナンバーの記載欄（申告書の「3 個人番号又は法人番号」）が設けられました。マイナンバーは個人向けの12桁の個人番号と法人向けの13桁の法人番号がありますので、ご自身の申告に応じて、記載をお願いいたします。（法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認書類の添付は不要です。）

また、個人番号記載の申告書提出にあたっては、法律に基づき**本人確認を実施します**ので、下記の本人確認書類をご用意ください。なお、個人番号の確認が行えなかった場合、申告書には個人番号の記載がなかったものとして取り扱いますが、申告自体に影響を及ぼすものではありません。

【郵送で申告書を提出する場合】

本人確認書類の写しを申告書と同封のうえ、お送りください。

【窓口で申告書を提出する場合】

本人確認書類を持参のうえ、ご提示ください。

本人確認書類について

①個人番号(マイナンバー)カードを持っている場合

⇒ 個人番号カード1枚のみで番号確認及び身元確認が可能です。

個人番号カード



表面



裏面

②個人番号(マイナンバー)カードを持っていない場合

⇒ 番号確認書類と身元確認書類がそれぞれ必要です。

番号確認書類

《ご本人の個人番号を確認できる書類》

- ・住民票の写し
※個人番号の記載があるもの
- ・通知カード
※通知カードの廃止日（令和2年5月25日）以後、通知カードの記載事項に変更がないもの

のうち
いずれか
一つ

+

身元確認書類

《記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類》

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・資格確認書
- ・年金手帳 又は 基礎年金番号通知書
- ・各種障害者手帳

のうち
いずれか
一つ

※市から送付した、氏名・住所が印字された償却資産申告書で提出する方は身元確認書類の添付は不要です

Ⅷ 電子申告(eLTAX)のご案内

1. 電子申告のメリット

① 電子申告のメリット

- インターネットを通じて、オフィスやご自宅から簡単に申告できます。
→ 混み合う窓口に出かける必要が無く、郵送料金もかかりません。
- 紙の申告書作成よりも手間がかかりません。
→ PCdesk（無料）やeLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトには、申告書への自動入力や自動計算などサポート機能が完備されています。
- 複数の地方団体に資産が所在している場合でも、一括でそれぞれの地方団体分の申告書を作成・送信することが可能です。

② 償却資産の申告書作成支援機能（一括作成機能）のご紹介（令和2年12月リリース）

画面入力で資産の一覧管理ができます。増加資産や減少資産を反映すると、申告時に変更分を抽出して、提出すべき複数団体へ一括申告が可能です。（詳しくはコチラ：<https://www.eltax.lta.go.jp/documents/02648>）

① 一覧管理			
提出先	資産の名前	数量	取得価格
A市	ヘリコプター	1	999,999
A市	ボート	3	888,888
B市	エアコン	20	777,777
B市	応接セット	2	666,666
C市	ベッド	5	555,555

PCdesk(DL版)

② 一括申告

A市
B市
C市

2. eLTAXのご案内

eLTAXの利用時間	8:30~24:00 (土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く。) ※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日にご利用いただけます。
eLTAXホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/
よくあるご質問	疑問点がある場合は、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。 https://eltax.custhelp.com/



お早めにご申告くださいますよう、ご協力お願いします。

PCdeskは、無料でご利用 いただけます。

PCdeskとは？

無料でご利用いただける eLTAX 対応ソフトウェアです。

eLTAXのホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/software/>) からPCdeskをダウンロードいただけます。

申告書の作成をサポート

eLTAX IDと連携して住所、氏名等が自動入力されることや、税額の自動計算等の申告書作成支援機能があります。

また、紙の申告書と同じイメージで、画面表示がされ、様式ごとに印刷することができるなど、様々なサポート機能を備えています。



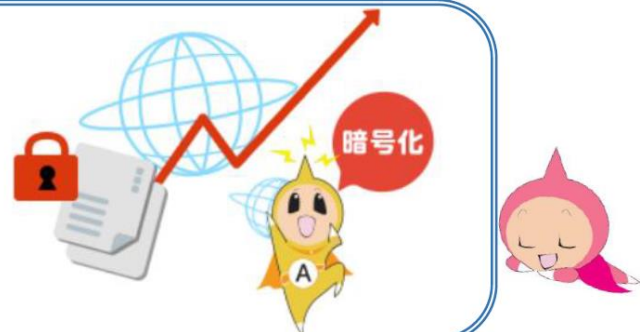
全国の地方団体へ一括申告

ご利用の資産管理ソフト等で作成した申告データを、CSVファイルで出力すれば、PCdeskで取り込んで申告先の地方団体ごとに分割し、全国の地方団体に一括で電子申告することができます。



情報セキュリティの確保

利用者認証で不正アクセスを防止、ファイアウォール等で外部からの不正アクセスを遮断するなど、高い安全性と信頼性を確保し、利用者の方が安心して利用できるセキュリティ対策を行っています。



市販の税務・会計ソフトからでもeLTAXを通じて申告することができます。eLTAXに対応しているソフトはeLTAXのホームページ上で公開しています。
<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/software/list/>